

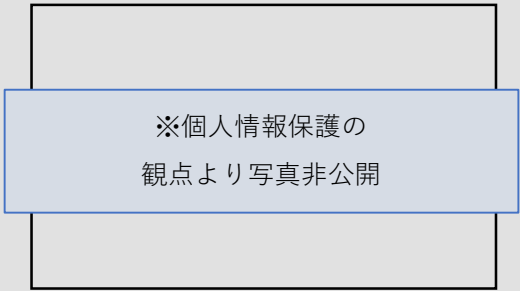
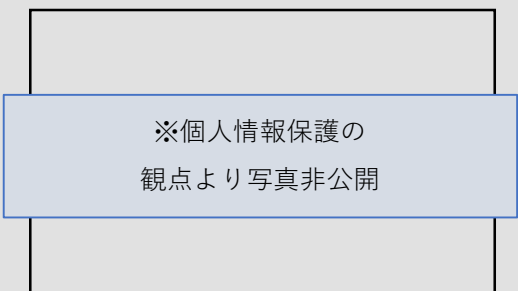
議題（１）デジタルサイネージに関する屋外広告物の許可基準及び適用除外規定の改正について

○経緯

近年普及しているデジタルサイネージについて、現在の屋外広告物条例及び同規則では明確な定義がなく、屋外広告物許可申請事務の取り扱いでデジタルサイネージを『光源の点滅』とみなし、その規制基準を準用してきました。

昨今デジタルサイネージの設置が増えていることから、デジタルサイネージの定義を明確化するとともに、屋外広告物条例施行規則の改正を行い、規制基準の見直しをおこないます。

○定義

	光源の点滅	映像表示装置を有する広告物 (デジタルサイネージ)
写真		
特徴	・光源がついたり消えたりを速い速度で繰り返す ・ピカピカ、チカチカ ・赤、青、緑などの原色を用いた光源	・基本的には常に光った状態を保っており、緩やかな間隔で画面の切り替わりがおこなわれる ・原色に限らず多彩な色彩を使用

○改正概要

川口市屋外広告物条例施行規則において、デジタルサイネージを「映像表示装置を有する広告物」と定義するとともに、許可基準等の見直しを行うものです。

屋上利用広告及び壁面利用広告として設置されるデジタルサイネージについては、高所かつ大規模に設置される特性があることから、周囲への光害等の影響を鑑み、光源の点滅を伴う広告物の基準と同様の厳しい基準といたします。

一方、サインポールや広告板等、建物から独立して設置されるデジタルサイネージについては、歩行者や車両などから捉えられる目線の低い位置に設置されるため、交通環境への影響があり、さらに、信号機の視認性に悪影響を及ぼすおそれがあることから、設置位置について、「信号機の前後10mの区間に設置する場合は道路から3m以上後退する」規定を設けるものいたします。

○改正条文

川口市屋外広告物条例施行規則

- 第4条第1項第6号 別表第2（広告物の表示等の許可基準）
第13条第1項 別表第4（自家広告物の許可等の適用除外に関する基準）
第14条第2項第1号 別表第7（自家広告物の禁止地域の適用除外に関する基準）
※改正内容については別紙参照

○改正手続き

川口市屋外広告物条例（参考条文）

（委員会の意見の聴取）

第31条 市長は、次に掲げるときは、委員会の意見を聞かなければならない

- （2） **第6条第2項第1号**、第14条第2項並びに**第17条第2項第1号**、第2号、第5号及び第9号、第3項第1号及び第3号、第7項並びに第8項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

- ・ 条例第6条第2項第1号に規定する基準
→ 別表第2（広告物の表示等の許可基準）
- ・ 条例第17条第2項第1号に規定する基準
→ 別表第4（自家広告物の許可等の適用除外に関する基準）



→ 次回の景観形成委員会にて諮問・答申



川口市総務課法制係あて例規審査提出

○今後のスケジュール

R8. 9	事業者等関係者に規則改正の周知及び意見聴取
R8. 10	パブリックコメントの意見の公募
R9. 2	パブリックコメントの意見の結果公表
R9. 2	第39回川口市景観形成委員会 （川口市屋外広告物条例施行規則改正の諮問・答申）
R9. 4	川口市屋外広告物条例施行規則改正 施行

議題（１）別紙

●屋外広告物条例施行規則に追加する事項

別表第２（広告物の表示等の許可基準）

種類	項目	基準		
		普通の広告物	映像装置を有する広告物	光源の点滅
屋上利用広告	面積	全壁面面積の１０分の１以下等	表示しないこと	点滅しないこと
壁面利用広告	面積	一壁面あたり５分の１以下	一壁面あたり１０分の１以下	一壁面あたり１０分の１以下
	設置高さ	—	軒高以下	軒高以下
突き出し広告	面積	—	—	２分の１以下
独立広告物 （敷地内）	面積	６０㎡以下	６０㎡以下	４０㎡以下
	設置位置	—	信号機の柱から道路に沿って前後１０ｍの区間に設置する場合は道路から３ｍ以上後退すること	信号機の柱から道路に沿って前後１０ｍの区間に設置する場合は道路から３ｍ以上後退すること
	その他	—	—	一般広告物は点滅禁止
独立広告物 （農地・空地）	面積	道路まで５ｍ以下：６㎡以下 〃 ５ｍを超えて３０ｍ以下：１０㎡以下 〃 ３０ｍを超える場合：４０㎡以下	道路まで５ｍ以下：６㎡以下 〃 ５ｍを超えて３０ｍ以下：１０㎡以下 〃 ３０ｍを超える場合：４０㎡以下	—
	設置位置	—	信号機の柱から道路に沿って前後１０ｍの区間に設置する場合は道路から３ｍ以上後退すること	—
バス停等上屋利用広告物		２㎡	２㎡	２㎡

別表第４（自家広告物 許可等の適用除外）

種類	項目	基準					
		普通の広告物		映像装置を有する広告物		光源の点滅	
		禁止地域	許可地域	禁止地域	許可地域	禁止地域	許可地域
屋上利用広告	面積	５㎡以下	全壁面面積の１０分の１以下等	表示しないこと	表示しないこと	点滅させないこと	点滅させないこと
壁面利用広告	面積	５㎡以下	一壁面あたり５分の１以下	５㎡以下	一壁面あたり１０分の１以下	５㎡以下	一壁面あたり１０分の１以下
	設置高さ	軒高以下	—	軒高以下	軒高以下	軒高以下	軒高以下
突き出し広告	面積	３㎡以下	—	３㎡以下	—	３㎡以下	表示面積の２分の１以下
サインポール	光源の設置	２㎡以下	１０㎡以下	２㎡以下	１０㎡以下	２㎡以下	１０㎡以下
広告塔	光源の設置	５㎡以下	１０㎡以下	５㎡以下	１０㎡以下	５㎡以下	１０㎡以下
広告板	光源の設置	５㎡以下	１０㎡以下	５㎡以下	１０㎡以下	５㎡以下	１０㎡以下

別表第７（自家広告物 禁止地域の適用除外）

種類	項目	基準		
		普通の広告物	映像装置を有する広告物	光源の点滅
屋上利用広告	面積	全壁面面積の１０分の１以下等	表示しないこと	点滅しないこと
壁面利用広告	面積	１０㎡以下	５㎡以下	５㎡以下
	設置高さ	軒高以下	軒高以下	軒高以下
突き出し広告	面積	６㎡以下	６㎡以下	３㎡以下
サインポール	面積	７㎡以下	７㎡以下	２㎡以下
広告板	面積	１０㎡以下	１０㎡以下	５㎡以下
広告塔	面積	１０㎡以下	１０㎡以下	５㎡以下